

令和8年度 まつえ IT5Days プログラム～IT 初心者学生の学生向け～  
(まつえ IT 就業体験プログラム事業)  
募集要領

(事業の目的)

第1条 松江市は、まつえ IT5Days プログラム～IT 初心者学生の学生向け～(以下「IT5 プログラム」という。)を実施することにより、学生が IT5 プログラムでの就業体験をとおして、松江市が重点的に産業振興を行ってきた IT 産業との接点づくりや就職のきっかけづくりを目的として実施する。

(対象学生)

第2条 IT5 プログラムの対象となる学生は、(1)(2)のいずれかと(3)の要件を満たすものとする。

- (1) 島根県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校の情報系学部・学科以外に在籍する学生
- (2) 島根県外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校の情報系学部・学科以外に在籍する、島根県出身の学生および松江市内での就職活動を検討する島根県外出身の学生
- (3) IT5 プログラムにあたって次のことを順守するもの
  - ・IT5 プログラム実施期間の満了まで実習の実施に努めること
  - ・IT5 プログラム受入事業所の就業規則等を尊重し、担当者の指導・指示に従い誠実に実習を行うこと
  - ・故意により受入事業所、第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償すること

(実施期間・時期)

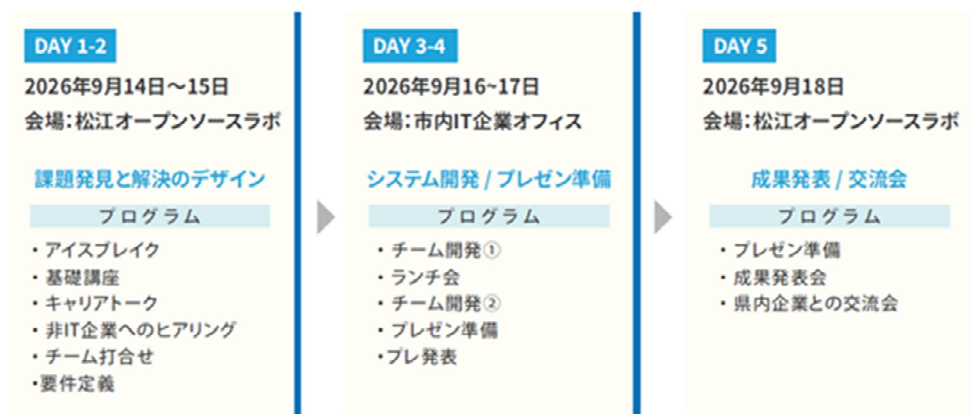
第3条 IT5 プログラムの実施期間は、令和8年9月14日(月)～9月18日(金)とする。

(IT5 プログラムの内容等)

第4条 下記のとおりとする。

- (1) IT5 プログラムは、松江市が主催し、委託事業者へ事業運営を業務委託して行う5日間の就業体験プログラムである。
- (2) 5日間の日程のうち、前半2日間は集合研修型で技術に関する講義を受講。後半3日間は学んだ技術を使って、1チーム3～5人程度で受入事業者のオフィスにてチーム開発を行い、受入事業者社員のサポートを受けながら、IT 業界における「課題設定→アイデア創出→実装」の実際の開発の現場における一連の流れを体験する。

(実施スケジュールイメージ)



(実習中の事故等への対応)

第5条 本事業での実習中の事故等については次のとおりとする。

参加学生は、IT5プログラムへの参加中(自宅又は宿泊先と受入事業所との移動時を含む。)の傷害、事故等に備えて在学する大学、短期大学、高等専門学校が定める傷害保険及び賠償責任保険に加入する。

必要に応じて参加学生は、自身の在籍する学校等で保険への加入有無の確認をすること。

2 参加学生が、受入事業所又は第三者に対し、傷害又は損害を与えた場合は、法令等に従って前項の保険により処理をするものとし、松江市はこの範囲を超えて責任を負わない。

(参加申込手続)

第6条 IT5プログラムに参加を希望する学生は、本要領に基づき所定のフォームから申し込みを行うものとする。

2 松江市は、前項の申込の受領後、申込学生に「メール受信確認」のメールを送ることとし、この受信確認の完了をもって申込受付とする。

(その他)

第7条 本要領に定めるほか必要な事項については、松江市、学校及び受入事業所との協議の上、定めるものとする。